半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

ハ°シフィックコ`ルフク`ルーフ°インターナショナルホールテ`ィンク`ス 株式会社

(941812)

目 次

【表紙】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	1
第一部 【企業情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	2
第1 【企業の概況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	2
1 【主要な経営指標等の推移】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	2
2 【事業の内容】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	4
3 【関係会社の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	4
4 【従業員の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	4
第2【事業の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	5
1 【業績等の概要】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	5
2 【生産、受注及び販売の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	6
3 【対処すべき課題】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	6
4 【経営上の重要な契約等】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	6
5 【研究開発活動】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	6
第3 【設備の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	7
1 【主要な設備の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	7
2 【設備の新設、除却等の計画】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	7
第4 【提出会社の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	8
1 【株式等の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	8
(1) 【株式の総数等】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	8
【株式の総数】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	8
【発行済株式】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	8
(2) 【新株予約権等の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	9
(3) 【ライツプランの内容】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	19
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	19
(5) 【大株主の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	20
(6) 【議決権の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	21
【発行済株式】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	21
【自己株式等】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	21
2 【株価の推移】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	21
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】 ・・・・・・・・・・・	 •	21
3 【役員の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	21
第5 【経理の状況】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	22
1 【中間連結財務諸表等】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	23
(1) 【中間連結財務諸表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	23
【中間連結貸借対照表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		23

	【中間連結損益計算書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	【中間連結株主資本等変動計算書】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	【中間連結キャッシュ・フロー計算書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	【事業の種類別セグメント情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	【所在地別セグメント情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	【海外売上高】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	(2) 【その他】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
2	【中間財務諸表等】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	(1) 【中間財務諸表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	【中間貸借対照表】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	【中間損益計算書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	【中間株主資本等変動計算書】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	(2) 【その他】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
第6	【提出会社の参考情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
**************************************	÷ ***	-

【表紙】

 【提出書類】
 半期報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成19年9月28日

【中間会計期間】 第4期中(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

【会社名】 パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社

【英訳名】 Pacific Golf Group International Holdings KK

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 廣瀬 光雄

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03-5776-8901 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 與那覇 達篤

【最寄りの連絡場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03-5776-8901 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 與那覇 達篤

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間		自平成17年 1月 1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月 1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月 1日 至平成19年 6月30日	自平成17年 1月 1日 至平成17年 12月31日	自平成18年 1月 1日 至平成18年 12月31日
営業収益	(百万円)	26,974	31,152	34,651	61,108	66,764
経常利益	(百万円)	977	3,779	4,635	3,992	9,289
中間(当期)純利益	(百万円)	157	3,379	4,824	3,861	8,670
純資産額	(百万円)	9,839	35,689	47,063	33,714	41,798
総資産額	(百万円)	191,891	211,190	253,918	216,548	224,017
1 株当たり純資産額	(円)	9,742.56	30,495.65	39,688.92	28,785.45	35,373.08
1株当たり中間(当期)純利益 金額	(円)	168.04	2,888.05	4,092.52	3,829.74	7,395.62
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額	(円)	ı	2,849.79	3,910.05	-	7,270.80
自己資本比率	(%)	5.1	16.9	18.4	15.6	18.6
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	2,441	7,275	8,868	6,510	13,489
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	4,994	4,094	19,963	1,040	19,198
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	3,758	1,894	21,084	3,450	3,868
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	(百万円)	8,940	15,471	22,332	14,183	12,343
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	3,538 (3,312)	3,985 (3,897)	4,162 (4,079)	4,064 (3,758)	3,994 (4,187)

⁽注)1.営業収益には、消費税等は含まれておりません。

^{2.}第2期以前の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(2)提出会社の経営指標等

回次	回次			第4期中	第2期	第3期
会計期間		自平成17年 1月 1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月 1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月 1日 至平成19年 6月30日	自平成17年 1月 1日 至平成17年 12月31日	自平成18年 1月 1日 至平成18年 12月31日
営業収益	(百万円)	282	1,241	1,475	668	1,633
経常利益	(百万円)	112	1,071	1,068	291	1,193
中間(当期)純利益	(百万円)	65	1,012	1,052	165	1,068
資本金	(百万円)	2,750	12,267	12,692	12,251	12,608
発行済株式総数	(株)	1,010,000	1,170,310	1,179,661	1,170,000	1,177,339
純資産額	(百万円)	5,446	26,746	28,948	25,730	27,635
総資産額	(百万円)	25,415	41,295	68,961	29,527	42,162
1 株当たり純資産額	(円)	5,392.72	22,854.56	24,333.10	21,966.30	23,344.37
1株当たり中間(当期)純利益金 額	(円)	69.48	865.59	892.57	135.24	911.12
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額	(円)	-	854.12	862.23	-	895.96
1株当たり配当額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	21.4	64.8	41.6	87.1	65.2
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	8 (-)	8 (-)	14 (2)	8 (-)	9 (-)

⁽注)1.営業収益には、消費税等は含まれておりません。

^{2.}第2期以前の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当企業グループ (当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

(1) 当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社大山アーク					
カントリークラブ	東京都港区	17	ゴルフ事業	100	役員の兼任あり
土佐山田観光開発株					
式会社	東京都港区	375	ゴルフ事業	100	役員の兼任あり
PGPAH4株式会社	東京都港区	40	ゴルフ事業	100	役員の兼任あり
PGPAH5株式会社	東京都港区	10	ゴルフ事業	100	役員の兼任あり
北広島ゴルフアンド					
リゾート株式会社	東京都港区	10	ゴルフ事業	100	役員の兼任あり

(2) 当中間連結会計期間において、以下の会社が提出会社の子会社ではなくなりました。

連結子会社であった有限会社加賀セントラルゴルフ倶楽部は、当社が所有する株式をすべて売却したため、子会社ではなくなりました。

(3) 当中間連結会計期間において、以下の会社が合併いたしました。

当社の連結子会社であるパシフィックゴルフプロパティーズ株式会社とPGP TR2有限会社、PGP Miki有限会社、PGP Ichikawa有限会社、PGP TR有限会社、PGP有限会社及びPGP2有限会社は、パシフィックゴルフプロパティーズ株式会社を存続会社とし、平成19年5月31日に合併しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)
ゴルフ事業	3,994 (3,811)
その他事業	44 (253)
全社(共通)	124 (15)
合計	4,162 (4,079)

(注)従業員数は就業人員(当企業グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当企業グループへの出向者を含んでおります。)であります。臨時雇用者数(パートタイマー他)は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2)提出会社の状況

平成19年6月30日現在

従業員数 (人)	14 (2)
------------	--------

(注)従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であります。臨時雇用者数(パートタイマー他)は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社には労働組合は結成されておりません。また連結子会社には労働組合がありますが、特記すべき事項は ありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、公共投資は減少傾向にありますが、輸出は増加を続けており、景気は緩やかに拡大いたしました。また、企業収益が高水準で推移する中、設備投資は引き続き増加しており、雇用者所得も緩やかな増加を続け、そのもとで個人消費は増加基調にあるといわれており、先行きについても景気は緩やかな拡大を続けるとみられます。

ゴルフ業界においては、個人消費の緩やかな回復により、少しずつ恩恵を受けつつあり、当企業グループは、引き続き前中間連結会計期間を上回り、成長を遂げております。これは中長期的な会社の経営戦略である「既存保有ゴルフ場の成長」「ゴルフ場の新規取得の推進」「運営受託の推進」に基づいて事業を展開し、収益の維持・拡大に取り組んだこと、また利益面につきましても、全社をあげてコスト削減及び生産性向上のための施策をとり、安定した利益の創出と財務基盤の強化に努めたことが寄与しております。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は34,651百万円(前年同期比11.2%増)、営業利益は6,192百万円 (前年同期比9.6%増)、経常利益は4,635百万円(前年同期比22.6%増)、当期純利益は4,824百万円(前年同期 比42.8%増)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ9,989 百万円増加し(前連結会計年度末は12,343百万円)、当中間連結会計期間末には22,332百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は8,868百万円となりました。(前中間連結会計期間は7,275百万円の獲得)これは主に、税金等調整前当期純利益が5,460百万円、減価償却費1,529百万円、支払利息1,464百万円、会員預託金の増加額269百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は19,963百万円となりました。(前中間連結会計期間は4,094百万円の使用)これは主に有形固定資産の取得による支出が5,198百万円、子会社株式の取得による支出が3,180百万円、金銭債権の買入れによる支出が9,524百万円、貸付けによる支出が2,805百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は21,084百万円となりました。(前中間連結会計期間は1,894百万円の使用)これは主にユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行24,852百万円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況 該当事項はありません。

(2) 販売実績

当中間連結会計期間の営業収益を内容別に示すと、次のとおりであります。

営業収益内容(百万円)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前年同期比(%)
ゴルフプレー等収益	20,400	114.9
レストラン・商品販売収益	8,748	114.0
年会費等収益	3,939	94.0
その他	1,562	102.1
合計	34,651	111.2

⁽注)本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当企業グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、入来城山ゴルフ倶楽部を買収したことにより、同社の設備が当企業グループの主要な設備に加わりました。

国内子会社

					帳簿価額					
会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の 内容	建物及び 構築物 (百万 円)	機械装置 及び運搬 具 百万 円)	工具器具 及び備品 (百万 円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	従業員 数 (人)
P G P アセットホールディングス 1 有限会社	入来城山ゴ ルフ倶楽部 (鹿児島県 薩摩川内 市)	ゴルフ事業	ゴルフコース	844	35	14	1,537 (13) [961]	-	2,432	27 (18)

- (注)1.上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 従業員数には、各ゴルフコース及び食堂設備における就業人員数を記載しております。
 - 3.従業員数の()は臨時従業員数であり、外書しております。
 - 4. 上記中[外書]は、連結会社以外からの土地賃借面積であります。

当中間連結会計期間において、当社の連結子会社である有限会社加賀セントラルゴルフ倶楽部については、株式を 売却したため、当社の連結子会社ではなくなりました。それにより同社の設備が当企業グループから移転しました。 当該主要な設備の状況は、以下のとおりであります。

国内子会社

		車業の種類				帳簿個	西額			· 従業員	
会社名		事業所名 別七	加名 別セグメントの名称	別セグメン	設備の 内容	建物及び構 築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	工具器具及 び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
有限会社加賀 セントラルゴ ルフ倶楽部	加賀セント ラルゴルフ 倶楽部 (石川県加 賀市)	ゴルフ事業	ゴルフ コース	94	4	2	82 (464) [252]	-	183	8 (48)	

- (注)1.上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2.従業員数には、各ゴルフコース及び食堂設備における就業人員数を記載しております。
 - 3.従業員数の()は臨時従業員数であり、外書しております。
 - 4. 上記中[外書]は、連結会社以外からの土地賃借面積であります。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な改修について完了したものは、次のとおりであります。

PGPAH4株式会社(長太郎カントリークラブ)において、前連結会計年度末に計画しておりましたカートパス等の改修については、平成19年6月に完了しました。

(2) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	4,160,000
計	4,160,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年9月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	1,179,661	1,179,960	東京証券取引所 (市場第一部)	-
計	1,179,661	1,179,960	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、平成19年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条 J 20及び第280条 J 21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。 第 2 回 A 種新株予約権証券

平成17年10月14日臨時株主総会決議(平成18年3月3日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	44,030	42,205
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	44,030	42,205
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	112,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月13日 至 平成23年3月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,000 資本組入額 行使価額に0.5を 乗じた額	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当などの場合には新株予約権を行使できるは、次の場合には新株予約権を行使できる。には新株予約権を行使できる。には新株予約権を行使できる。には新株予約権を行使できる。には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役 会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項		

(注) 1.本新株予約権発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものといたします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

既発行株式数 +新規発行株式数 × 1株当たり払込金額調整後行使金額 = 調整前行使金額 ×1株当たり時価既発行株式数 + 新規発行株式数

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものといたします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

第 2 回B種新株予約権証券

平成17年10月14日臨時株主総会決議(平成18年3月3日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年 6 月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 8 月31日)
新株予約権の数(個)	3,805	3,632
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	3,805	3,632
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月13日 至 平成23年3月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 行使価額全額	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できない。 (1)就業規則または雇用契約の規定に避免が調査を受けた場合。以前職員の地位を選別の規定とは選別の地位を表した場合。はよびではない、はの制度を表した場合を表しては、しては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役 会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項		

(注) 1. 本新株予約権発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものといたします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものといたします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。

2.本新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u></u> 分割・併合の比率

また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものといたします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。 第3回A種新株予約権証券

平成17年10月14日臨時株主総会決議(平成18年8月25日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	5,224	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	5,224	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	112,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年 9 月20日 至 平成23年 9 月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格112,000資本組入額行使価額に0.5を乗じた額	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できない。 (1)就業規則または雇用契約の規定 職の規定 職の規定 職の規定 地位を設立 は は 当会 は し 当 は は は は 当 会 と し と は よ は は 当 会 と し と は よ は は 当 会 と は と は と は と は と は と は と は と は と は と	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役 会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項		

(注) 1. 本新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合に は、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されます。但し、かかる調整は、本新株予約 権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ず る1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合に

は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

平成19年4月12日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年 6 月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	12,000	同左
新株予約権の数(個)	2,400個及び代替新株予約権付社債券 に係る本社債の額面金額合計額を500 万円で除した個数の合計数	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	67,255	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	178,425	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年 5 月15日 至 平成24年 4 月17日 (行使請求受付場所現地時間)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 178,425 資本組入額 89,213	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできな い。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権 付社債に付されたものであり、社債か らの分離譲渡はできない。	
代用払込みに関する事項	(注) 3	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を (注)2.記載の転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づ いて現金により精算する(当社が単元株制度を採用した場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満 株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精 算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。
 - 2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社 普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場 合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 3.各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- 4.(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は(注) 2.と同様の調整に服する。

- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- () 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使 した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効 力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定 める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。 その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買収請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

平成19年4月12日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	13,000	同左
新株予約権の数(個)	2,600個及び代替新株予約権付社債券 に係る本社債の額面金額合計額を500 万円で除した個数の合計数	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	72,859	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	178,425	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年 5 月15日 至 平成29年 4 月13日 (行使請求受付場所現地時間)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 178,425 資本組入額 89,213	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできな い。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権 付社債に付されたものであり、社債か らの分離譲渡はできない。	
代用払込みに関する事項	(注) 3	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を (注)2.記載の転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づ いて現金により精算する(当社が単元株制度を採用した場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満 株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精 算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。
 - 2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社 普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場 合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 3.各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- 4.(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と 同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は(注) 2.と同様の調整に服する。

- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- () 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使 した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効 力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定 める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。 その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買収請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成19年1月1日~						
平成19年6月30日	2,322	1,179,661	84	12,692	84	13,758
(注)1						

- (注)1.新株予約権(ストック・オプション)行使による新株式発行によるものであります。
 - 2. 平成19年7月1日より平成19年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が299株、資本金及び資本準備金がそれぞれ11百万円増加しております。

(5)【大株主の状況】

平成19年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
エルエスエフ トランスコンチネン タル ホールディングス エスシー エー / シーブイエー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	9 BOULEVARD DE LA PLAINE, B 1050 BRUSSELS BELGIUM (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	760,000	64.43
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	33,480	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	15,331	1.30
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDO N EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	10,517	0.89
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	7,548	0.64
マサ ジャパニーズ エクイテイ (常任代理人 株式会社三菱東京UF J銀行)	P.O.BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM 0 F SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1決済事 業部)	6,596	0.56
バンク オブ ニューヨーク ジー シーエム クライアント アカウン ツ イー アイエスジー (常任代理人 株式会社三菱東京UF J銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET L ONDON EC4A 2BB,UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1決済事業部)	5,798	0.49
日興コーディアル証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町6-5	5,675	0.48
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託B口)	東京都港区晴海1丁目8-12 晴海アイラン ドトリトンスクエアオフィスタワー Z 棟	5,646	0.48
ゴールドマン・サックス・インター ナショナル	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K	4,413	0.37
計	-	855,004	72.48

(注)上記所有株式数のうち、年金・投資信託に係る株式が含まれている株式は、以下のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 21,859個 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 8,031個

(6)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成19年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,179,661	1,179,661	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式でありま す。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,179,661	-	-
総株主の議決権	-	1,179,661	-

⁽注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が52株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数52株が含まれております。

【自己株式等】

平成19年6月30日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年 1 月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	165,000	167,000	143,000	131,000	111,000	114,000
最低(円)	139,000	136,000	118,000	98,000	90,300	97,200

⁽注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

- 1.中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵 省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)及び当中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)及び当中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

		前中間(平成	引連結会計期間 成18年6月30日)	末)		当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年12月31日)		
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比(%)	
(資産の部)											
流動資産											
1 現金及び預金	2		15,471			22,332			12,343		
2 受取手形及び売掛金			4,802			4,100			3,683		
3 たな卸資産			1,567			1,783			1,581		
4 繰延税金資産			5,051			4,013			4,371		
5 預け金	2		7,264			7,611			7,177		
6 その他			1,492			5,306			4,447		
貸倒引当金			1,303			788			848		
流動資産合計			34,346	16.3		44,360	17.5		32,755	14.6	
固定資産											
1 有形固定資産	1										
(1) 建物及び構築物	2		28,584			34,326			30,976		
(2) 機械装置及び運搬具	2		1,506			1,657			1,512		
(3) 工具器具及び備品	2		2,332			2,799			2,604		
(4) 土地	2		127,242			138,242			131,964		
(5)建設仮勘定	2		961			362			450	İ	
有形固定資産合計			160,626	76.1		177,387	69.8		167,508	74.8	
2 無形固定資産											
(1) 連結調整勘定			9,091			-			11,450		
(2) のれん			-			13,784			-		
(3) その他	2		3,231			4,269			4,270		
無形固定資産合計			12,323	5.8		18,054	7.1		15,721	7.0	
3 投資その他の資産											
(1)投資有価証券			9			7			9		
(2)長期貸付金			88			355			48		
(3) 差入保証金	2		986			-			-		
(4) 破産更生債権等			4,463			13,327			8,374		
(5) 繰延税金資産			198			1,130			296		
(6) その他	2		197			1,361			1,368		
貸倒引当金			2,050			2,065			2,065]	
投資その他の資産合計			3,894	1.8		14,116	5.6		8,031	3.6	
固定資産合計			176,844	83.7		209,558	82.5		191,261	85.4	
資産合計			211,190	100.0		253,918	100.0		224,017	100.0	
İ			, ,			, -			,	1	

			間連結会計期間 成18年6月30日			当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年12月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比(%)	
(負債の部)											
流動負債											
1 置掛金			932			1,057			998		
2 短期借入金			45			2,000			-		
3 一年以内返済予定 長期借入金	2		5,436			6,336			6,336		
4 未払法人税等			403			1,290			704		
5 賞与引当金			114			106			175		
6 その他			7,690			9,018			7,231		
流動負債合計			14,622	6.9		19,810	7.8		15,446	6.9	
固定負債											
1 新株予約権付社債			-			25,000			-		
2 長期借入金	2		104,061			103,300			108,580		
3 繰延税金負債			21,080			20,868			20,955		
4 退職給付引当金			3,215			3,300			3,330		
5 役員退職慰労引当金			45			74			57		
6 会員預託金			32,342			34,070			33,446		
7 その他			132			429			401		
固定負債合計			160,878	76.2		187,044	73.7		166,772	74.4	
負債合計			175,501	83.1		206,855	81.5		182,219	81.3	
(純資産の部)											
株主資本											
1 資本金			12,267	5.8		12,692	5.0		12,608	5.6	
2 資本剰余金			13,449	6.4		13,874	5.5		13,790	6.2	
3 利益剰余金			11,373	5.4		21,489	8.4		16,664	7.4	
株主資本合計			37,090	17.6		48,057	18.9		43,064	19.2	
評価・換算差額等											
1 その他有価証券評価差額金			0	0.0		-	-		0	0.0	
2 繰延ヘッジ損益			1,401	0.7		1,237	0.5		1,418	0.6	
評価・換算差額等合計			1,401	0.7		1,237	0.5		1,418	0.6	
新株予約権			-	-		243	0.1		151	0.1	
少数株主持分			0	0.0		0	0.0		0	0.0	
純資産合計			35,689	16.9		47,063	18.5		41,798	18.7	
負債純資産合計			211,190	100.0		253,918	100.0		224,017	100.0	

【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1月 至 平成18年 6月30日		日	当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1 至 平成19年 6月30		日	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年 1月 1 至 平成18年12月31		日
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比(%)
営業収益			31,152	100.0		34,651	100.0		66,764	100.0
営業費用	1		25,503	81.9		28,458	82.1		54,301	81.3
営業利益			5,648	18.1		6,192	17.9		12,463	18.7
営業外収益										
1 受取利息		4			38			19		
2 税金還付金		31			18			71		
3 保険料収入		3			-			-		
4 賃貸料収入		-			15			25		
5 その他		35	75	0.2	53	125	0.4	51	167	0.3
営業外費用										
1 支払利息		1,302			1,464			2,617		
2 支払手数料		627			26			672		
3 新株発行費		1			-			-		
4 その他		12	1,944	6.2	191	1,682	4.9	51	3,341	5.1
経常利益			3,779	12.1		4,635	13.4		9,289	13.9
特別利益										
1 前期損益修正益		183			15			181		
2 固定資産売却益	2	12			3			14		
3 関係会社株式売却益		15			9			-		
4 償却債権取立益		1			16			-		
5 債務免除益		534			60			577		
6 債権回収益		-			929			992		
7 退職給付の簡便法から原 則法への変更差異		135			-			-		
8 その他		113	996	3.2	57	1,092	3.2	177	1,943	2.9
特別損失	•									
1 前期損益修正損		441			17			469		
2 固定資産売却損	3	62			1			62		
3 固定資産除却損	4	247			65			326		
4 減損損失	5	466			-			467		
5 連結調整勘定償却額		493			-			-		
6 のれん償却額		-			178			-		
7 その他		90	1,802	5.8	5	267	0.8	673	1,998	3.0
税金等調整前中間(当 期)純利益			2,973	9.5		5,460	15.8		9,234	13.8
法人税、住民税及び事業 税		276			1,118			864		
法人税等調整額		682	405	1.3	483	635	1.9	301	563	0.8
少数株主利益			-	-		0	0.0		0	0.0
中間(当期)純利益			3,379	10.8		4,824	13.9		8,670	13.0

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
平成17年12月31日残高(百万円)	12,251	13,433	8,030	33,714		
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行	16	16		33		
剰余金の配当			0	0		
利益処分による役員賞与			35	35		
中間純利益			3,379	3,379		
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)						
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	16	16	3,343	3,376		
平成18年6月30日残高(百万円)	12,267	13,449	11,373	37,090		

	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	少数株主持分	純資産合計
平成17年12月31日残高(百万円)	0	-	0	0	33,715
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行					33
剰余金の配当					0
利益処分による役員賞与					35
中間純利益					3,379
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	0	1,401	1,402	0	1,402
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	0	1,401	1,402	0	1,974
平成18年6月30日残高(百万円)	0	1,401	1,401	0	35,689

当中間連結会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
平成18年12月31日残高(百万円)	12,608	13,790	16,664	43,064			
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行	84	84		168			
中間純利益			4,824	4,824			
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)							
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	84	84	4,824	4,992			
平成19年6月30日残高(百万円)	12,692	13,874	21,489	48,057			

		評価・換算差額等				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
平成18年12月31日残高(百万円)	0	1,418	1,418	151	0	41,798
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						168
中間純利益						4,824
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	0	180	180	92	-	272
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	0	180	180	92	-	5,265
平成19年6月30日残高(百万円)	-	1,237	1,237	243	0	47,063

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
平成17年12月31日残高(百万円)	12,251	13,433	8,030	33,714		
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	357	357		715		
利益処分による役員賞与(注)			35	35		
当期純利益			8,670	8,670		
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	357	357	8,634	9,350		
平成18年12月31日残高(百万円)	12,608	13,790	16,664	43,064		

	評価・換算差額等					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
平成17年12月31日残高(百万円)	0	-	0	-	0	33,715
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						715
利益処分による役員賞与(注)						35
当期純利益						8,670
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	0	1,418	1,419	151	-	1,267
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	0	1,418	1,419	151	-	8,082
平成18年12月31日残高(百万円)	0	1,418	1,418	151	0	41,798

⁽注)平成18年3月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		2,973	5,460	9,234
減価償却費		1,046	1,529	2,731
減損損失		466	-	467
無形固定資産償却費		98	-	-
長期前払費用償却費		5	-	-
連結調整勘定償却額		744	-	647
のれん償却額		-	553	-
貸倒引当金の増減額(は減少)		208	56	222
賞与引当金の増減額(は減少)		99	81	37
役員賞与引当金の増減額(は減少)		-	20	20
退職給付引当金の増減額(は減少)		399	29	371
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)		5	17	18
受取利息及び受取配当金		7	43	27
支払利息		1,302	1,464	2,617
前期損益修正益		38	15	181
固定資産売却益		12	3	14
債務免除益		514	60	577
債権回収益		-	929	992
株式報酬費用		-	105	175
前期損益修正損		441	17	469
固定資産売却損		62	1	62
固定資産除却損		247	65	326
売上債権の増減額(は増加)		223	405	895
たな卸資産の増減額(は増加)		157	165	175
仕入債務の増減額(は減少)		67	33	122
前受金の増減額 (は減少)		1,793	1,990	20
会員預託金の増減額(は減少)		324	269	583
役員賞与の支払額		35	-	35
その他		733	977	725
小計		9,035	10,673	16,482
利息及び配当金の受取額		7	41	19
利息の支払額		1,162	1,276	2,278
法人税等の支払額	1	605	570	733
公人代号の文仏領	1	000		

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロ 一計算書 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		2,426	5,198	5,416
有形固定資産の売却による収入		151	5	169
無形固定資産の取得による支出		56	113	156
固定資産の保全に関する支出		-	2,701	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得に よる支出		617	3,180	2,659
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得に よる収入		-	121	2
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却に よる収入		285	0	359
貸付けによる支出		90	2,805	3,905
貸付金の回収による収入		182	1,972	1,210
金銭債権の買入れに伴う支出		599	9,524	5,772
金銭債権の回収に伴う収入		1,398	1,616	3,651
差入保証金の増加による支出		0	28	30
差入保証金の減少による収入		396	11	434
営業譲受けによる支出		2,560	53	6,880
金利スワップ解約による支出		104	-	104
その他		53	85	99
投資活動によるキャッシュ・フロー		4,094	19,963	19,198
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額(は減少)		18,000	1,810	18,000
長期借入れによる収入		28,172	-	37,300
長期借入金の返済による支出		17,405	5,279	20,486
借入れに伴う手数料支払による支出		-	26	672
社債の発行による収入		-	24,852	-
預け金の増減額(は増加)		5,311	433	5,397
更生債権等弁済による支出		5	-	5
株式の発行による収入		33	161	689
その他		-	-	353
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,894	21,084	3,868
現金及び現金同等物の増加額		1,287	9,989	1,840
現金及び現金同等物の期首残高		14,183	12,343	14,183
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	1	15,471	22,332	12,343

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

中国医和別が祖父下ルッパ		T	
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成18年 1月 1日	(自 平成19年 1月 1日	(自 平成18年 1月 1日
	至 平成18年 6月30日)	至 平成19年 6月30日)	至 平成18年12月31日)
1 . 連結の範囲に関する事項	(1)連結子会社の数 41社	(1)連結子会社の数 41社	(1)連結子会社の数 43社
	主要な連結子会社の名称	主要な連結子会社の名称	主要な連結子会社の名称
	パシフィックゴルフグループ(株)	パシフィックゴルフグループ(株)	パシフィックゴルフグループ(株)
	パシフィックゴルフプロパティー	パシフィックゴルフプロパティー	パシフィックゴルフマネージメン
	ズ(株)	ズ(株)	ト(株)
	^ ```'' パシフィックゴルフマネージメン	^ \;''' パシフィックゴルフマネージメン	` `*'' パシフィックゴルフプロパティー
			ズ(株)
	· (株)	K 株地産	株地産
	恍アークよかわゴルフ倶楽部	株アークよかわゴルフ倶楽部	株プークよかわゴルフ倶楽部
	プレミアゴルフ(株)	プレミアゴルフ株)	プレミアゴルフ(株)
	プレーテコルン(1/4) 太平洋観光開発(株)	プレーテコルン(1/4) 太平洋観光開発(株)	太平洋観光開発(株)
	太平/年観元開光(M) 鶏頂高原リゾート開発(株)	太平洋観光開光(M) 鶏頂高原リゾート開発(株)	スキーの 発頂高原リゾート開発(株)
	鶏頂高原リソート開発(M) 那須ゴルフクラブ(株)	満頂高原リソート開発(M) 那須ゴルフクラブ(株)	鶏頂高原リソート開光(株) 那須ゴルフクラブ(株)
	が須コルフケフフ(M) (株)阿見ゴルフクラブ	が須コルフグラフ(M) (株)阿見ゴルフクラブ	赤須コルノグノノ(M) (株)阿見ゴルフクラブ
	(株)サンパーク	(株)サンパーク	(株)サンパーク
	MMリンハーク 旭川カントリー倶楽部(株)		
	1-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1	旭川カントリー倶楽部(株)	旭川カントリー倶楽部㈱
	常磐カントリー倶楽部(株)	フォレスト市川(株)	フォレスト市川(株)
	フォレスト市川㈱	(株)川越グリーンクロス	(株)川越グリーンクロス
	株川越グリーンクロス	┃ ㈱赤坂レイクサイドカントリーク ┃ _ ~ ~	(株)赤坂レイクサイドカントリーク
	㈱赤坂レイクサイドカントリーク	ラブ	ラブ
	ラブ	(株)エヴァンタイユ	(株)エヴァンタイユ
	(株)エヴァンタイユ	フォレスト三木㈱	フォレスト三木(株)
	フォレスト三木㈱	(株)秦野カントリー倶楽部	(株)秦野カントリー倶楽部
	(㈱秦野カントリー倶楽部	PGPアセットホールディングス 1 (有)	PGPアセットホールディングス 1 侑
	PGPアセットホールディングス 1 何	PGPアセットホールディングス 2 侑)	┃PGPアセットホールディングス2億 ┃
	PGPアセットホールディングス 2 侑)	NWゴルフクラブ(株)	NWゴルフクラブ(株)
	NWゴルフクラブ(株)	㈱宮崎国際ゴルフ倶楽部	㈱宮崎国際ゴルフ倶楽部
	日本ゴルフ振興㈱	日本ゴルフ振興(沖縄)(株)	日本ゴルフ振興(沖縄)㈱
	㈱宮崎国際ゴルフ倶楽部	大洋緑化㈱	大洋緑化㈱
	日本ゴルフ振興(沖縄)(株)	PGPAH3(株)	貴志川ゴルフ倶楽部(株)
	大洋緑化㈱	STT(株)	STT(株)
	貴志川ゴルフ倶楽部㈱	パシフィックゴルフサービス(株)	パシフィックゴルフサービス(株)
	STT(株)	千登世商事㈱	千登世商事(株)
	パシフィックゴルフサービス㈱	北方ゴルフ倶楽部㈱	北方ゴルフ倶楽部㈱
	千登世商事(株)	中峰ゴルフ倶楽部㈱	中峰ゴルフ倶楽部㈱
	他11社	多治見北開発侑	(有)加賀セントラルゴルフ倶楽部
		㈱大山アークカントリークラブ	多治見北開発(有)
		土佐山田観光開発(株)	他11社
		PGPAH4(株)	
		PGPAH5(株)	
		北広島ゴルフアンドリゾート(株)	
		他5社	
L	ı	1	

	1	T	1
75.0	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	(自 平成19年 1月 1日	(自 平成18年 1月 1日
		至 平成19年 6月30日)	至 平成18年12月31日)
	旭川カントリー倶楽部㈱及び常	(株)大山アークカントリークラ	旭川カントリー倶楽部㈱は、当
	磐カントリー倶楽部㈱について	ブ、土佐山田観光開発(株)、PGPAH4	連結会計年度において、新設分割
	は、当中間連結会計期間におい	(株)(旧社名:奈土興産株)、	により設立したため、また、貴志
	て、新設分割により設立したた	PGPAH5(株) (旧社名:(株)ダイナシテ	川ゴルフ倶楽部㈱、中峰ゴルフ倶
	め、また、貴志川ゴルフ倶楽部㈱	ィリゾート)及び北広島ゴルフア	楽部㈱、北方ゴルフ倶楽部㈱、侑
	については、株式を取得したため	ンドリゾート(株)については、当中	加賀セントラルゴルフ倶楽部、多
	連結の範囲に含めております。 	間連結会計期間において、株式を	治見北開発(有)については、株式を
	┃ 連結子会社でありました黒羽ゴ	取得したため、連結の範囲に含め ております。	取得したため連結の範囲に含めて
	ルフクラブ㈱については、株式を	(COURY .	おります。 なお、前連結会計年度において
	ポンケンフMic Jin Cla、休式を 売却したため、連結の範囲から除	 連結子会社でありました何加賀	連結子会社でありました黒羽ゴル
	いております。	セントラルゴルフ倶楽部について	フクラブ㈱については、株式を売
	V1C000x3.	は、株式を売却したため、連結の	却したため、連結の範囲から除い
	 また㈱ゴールデンウッドは、平	範囲から除いております。	ております。
	成18年6月1日に新設分割により設		(株)ゴールデンウッドは、平成18
	立したため、連結の範囲に含めま		年6月1日に新設分割により設立
	したが、平成18年6月30日に株式を		し、平成18年6月30日に株式を売却
	売却したため、連結の範囲から除		したため、平成18年6月1日から平
	いております。		成18年6月30日の期間のみ連結の範
			囲に含めております。
			また、常磐カントリー倶楽部(株)
			は、平成18年6月30日に新設分割に
			より設立し、平成18年11月20日に
			売却したため、平成18年6月30日か
			ら平成18年11月20日の期間のみ連
			結の範囲に含めております。
			日本ゴルフ振興㈱は、㈱地産を
			存続会社とし、平成18年7月1日に
	(2) 十亜が北海はフム社の名称等	(2) 十亜な北海はフみなの名称祭	合併しております。
	(2)主要な非連結子会社の名称等	(2)主要な非連結子会社の名称等	(2)主要な非連結子会社の名称等
	該当事項はありません。 非連結子会社及び関連会社はあ	同左 同左	同左 同左
2 . 持万法の適用に関する事 頂	非理論 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	四左 	P左
 3.連結子会社の中間決算日	連結子会社のうちJGP Holdings	連結子会社のうちJGP Holdings	┃ ┃ 連結子会社のうちJGP Holdings
(決算日)等に関する事	有限会社の中間決算日は12月31日	株式会社の中間決算日は12月31日	有限会社の決算日は6月30日であ
項	であります。	であります。	り、何加賀セントラルゴルフ倶楽
	中間連結財務諸表の作成にあた	中間連結財務諸表の作成にあた	部の決算日は3月31日であります。
	って当該会社については、中間連	って当該会社については、中間連	連結財務諸表作成にあたって当
	結決算日現在で実施した仮決算に	結決算日現在で実施した仮決算に	該会社については、連結決算日現
	基づく中間財務諸表を使用してお	基づく中間財務諸表を使用してお	在で実施した仮決算に基づく財務
	ります。	ります。	諸表を使用しております。
4 . 会計処理基準に関する事			
項 (1)重要な資産の評価基	 有価証券	 有価証券	 有価証券
(「) 重要な資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券	行叫証分 その他有価証券	行叫証分 その他有価証券
一人の町両川石	時価のあるもの	時価のあるもの	時価のあるもの
	中間連結決算日の市場価格に	同左	連結決算日の市場価格に基づ
	基づく時価法(評価差額は全部		く時価法(評価差額は全部純資
	純資産直入法により処理し、売		産直入法により処理し、売却原
	却原価は移動平均法により算		価は移動平均法により算定)に
	定)によっております。		よっております。
	•		•

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
	時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。	時価のないもの 同左	時価のないもの 同左
	たな卸資産 商品 主として先入先出法による原 価法によっております。	デリバティブ 時価法によっております。 たな卸資産 商品 同左	デリバティブ 同左 たな卸資産 商品 同左
	販売用不動産 個別法による原価法によって おります。	販売用不動産 同左	販売用不動産 同左
	貯蔵品 最終仕入原価法によっており ます。	貯蔵品 同左	貯蔵品 同左
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法	有形固定資産 当社及び連結子会社は定額法 によっております。なお、主な 耐用年数は次のとおりでありま す。	有形固定資産 当社及び連結子会社は定額法 によっております。なお、主な 耐用年数は次のとおりでありま す。	有形固定資産 定額法によっております。な お、主な耐用年数は次のとおり であります。
	建物及び構築物 2~65年 機械装置及び運搬具 2~30年 工具器具及び備品 2~30年	建物及び構築物 2~65年 機械装置及び運搬具 2~30年 工具器具及び備品 2~30年	建物及び構築物 2~65年 機械装置及び運搬具 2~30年 工具器具及び備品 2~30年
	(会計処理の方法の変更) 従来、連結子会社である日本 ゴルフ振興株式会社、日本ゴル フ振興(沖縄)株式会社、株式 会社宮崎国際ゴルフ倶楽部にお いては、定率法を採用しており ましたが、当中間連結会計期間 において親会社の会計処理に統 一するため、定額法に変更しま した。これにより、従来と同一 の方法によった場合に比べ、営 業利益、経常利益及び税金等調 整前中間純利益は173百万円増加 しております。	(会計処理の方法の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる影響額は軽微であります。	(会計処理の方法の変更) 従来、一部の連結子会社においては、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度において親会社の会計処理に統一するため、定額法に変更しました。これにより、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は535百万円増加しております。
	無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	無形固定資産 同左	無形固定資産 同左
(3) 重要な引当金の計上基 準	貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備え るため、一般債権については貸 倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左

_	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成18年 1月 1日	(自 平成19年 1月 1日	(自 平成18年 1月 1日
	至 平成18年 6月30日)	至 平成19年 6月30日)	至 平成18年12月31日)
	賞与引当金		
	従業員の賞与の支給に備える	同左	従業員の賞与の支給に備える
	ため支給見込額の当中間連結会	132	ため支給見込額に基づき計上し
	計期間負担額を計上しておりま		ております。
			しのいより。
	す。	ᄱᄝᄨᆫᄀᅶᄼ	ᄱᄝᆕᆫᄀᅶᄼ
		役員賞与引当金	役員賞与引当金
		役員に対して支給する賞与の	役員に対して支給する賞与の
		支出に充てるため、支給見込額	支出に充てるため、支給見込額
		の当中間連結会計期間負担額を	に基づき計上しております。
		計上しております。	
			 (会計方針の変更)
			当連結会計年度より、「役員
			当底組み前午及より、 収負 賞与に関する会計基準」(企業
			会計基準第4号 平成17年11月29
			日)を適用しております。これ
			により、営業利益、経常利益及
			び税金等調整前当期純利益は20
			百万円減少しております。
	退職給付引当金	退職給付引当金	退職給付引当金
	従業員の退職給付に備えるた	同左	従業員の退職給付に備えるた
	め、当連結会計年度末における	—	め、当連結会計年度末における
	退職給付債務の見込額に基づき		退職給付債務の見込額に基づき
	当中間連結会計期間において発		計上しております。
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	生していると認められる額を計		なお、数理計算上の差異は各
	上しております。		連結会計年度の発生時における
	なお、数理計算上の差異は各		従業員の平均残存勤務期間以内
	連結会計年度の発生時における		の一定の年数(5年)による定額
	従業員の平均残存勤務期間以内		法により按分した額をそれぞれ
	の一定の年数(5年)による定額		発生の翌連結会計年度から費用
	法により按分した額をそれぞれ		処理することとしております。
	発生の翌連結会計年度から費用		
	処理することとしております。		
	役員退職慰労引当金	役員退職慰労引当金	 役員退職慰労引当金
	役員の退職慰労金の支給に備	同左	役員の退職慰労金の支給に備
	えるため、内規に基づく中間期		えるため、内規に基づく期末要
	末要支給額を計上しておりま		支給額を計上しております。
	す。		
(4) 重要なリース取引の処	リース物件の所有権が借主に移	同左	同左
理方法	転すると認められるもの以外のフ		
	ァイナンス・リース取引について		
	は、通常の賃貸借取引に係る方法		
	に準じた会計処理を行っておりま		
	す。		
	7 0		

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
(5) 重要なヘッジ会計の方 法		ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によってお ります。	ヘッジ会計の方法 同左
		ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利キャップ ヘッジ対象…借入金	ヘッジ手段とヘッジ対象 同左
		ヘッジ方針 将来の金利上昇が支払利息 に与える影響を一定の範囲に 限定するために金利キャップ	ヘッジ方針 同左
		取引を利用しております。 なお、投機目的の取引は行 わない方針であります。 ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ有効性評価の方法
		ヘッジ対象の相場変動又は キャッシュ・フロー変動の累 計とヘッジ手段の相場変動又 はキャッシュ・フロー変動の 累計を比較し、その変動額の 比率によって有効性を評価し ております。	同左
(6) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左
	連結納税制度の適用 連結子会社においては、連結 納税制度を適用しております。	連結納税制度の適用 同左	連結納税制度の適用 同左
5.中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な 預金及び容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅少な リスクしか負わない取得日から3ヶ 月以内に償還期限の到来する短期 投資からなっております。	同左	同左

中间連結財務語衣作成のにめの基本とは	る主女仏争以の友丈	
前中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より「固定資産の減損 に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準のでは、企業会計 審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これにより税金等調整前中間純利益が466百万円減少しております。なから直接控験しております。なりでは、改正後の中間連結財務諸諸規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する金額は37,091百万円であります。 従来の資本の部の合計に相当する金額は37,091百万円であります。 なお、中間連結会計期間における中間連結会計期間における中間連結質産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。		(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これにより税金等調整前中間純利益が467百万円減少しております。なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は43,064百万円であります。 なお、連結会計年度における連結関別の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表規則により作成しております。
\$\frac{1}{2}\$		(ストック・オプション等に関する会計基準) 当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより営業利益及び経常利益は175百万円、税金等調整前当期純利益は、170百万円減少しております。 (繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
	(企業結合に係る会計基準及び事業分離等に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日)を適用しております。	

表示方法の変更 前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
(自 平成18年 1月 1日	(自 平成19年 1月 1日
至 平成18年 6月30日)	至 平成19年 6月30日)
	(中間連結貸借対照表)
	 1 . 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました「差入保証金」
	(当中間連結会計期間末の残高は1,007百万円)は、資産の総額の100
	分の5以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表
	示することにしました。
	パッとこにもなった。 2 .前中間連結会計期間において「連結調整勘定」として掲記されてい
	たものは「のれん」と表示しております。また、無形固定資産の「そ
	んしのは のれが」と表示しております。また、無が固定資産の こ の他」に含めて表示しておりました「営業権」は「のれん」と表示し
	ております。なお、前中間連結会計期間末の無形固定資産の「その
(他」に含めていた「営業権」の金額は269百万円であります。
(中間連結損益計算書)	(中間連結損益計算書)
「債務免除益」は前中間連結会計期間に特別利益の「その他」に	1.「賃貸料収入」は前中間連結会計期間に営業外収益の「その他」に
含めておりましたが、特別利益の総額の100分の10を超えたため、区	含めておりましたが、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、
分掲記しております。なお、前中間連結会計期間における「債務免	│ 区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間における「賃貸料 │
除益」の金額は2百万円であります。	収入」の金額は4百万円であります。
	2 . 「債権回収益」は前中間連結会計期間に特別利益の「その他」に含
	めておりましたが、特別利益の総額の100分の10を超えたため、区分
	掲記しております。なお、前中間連結会計期間における「債権回収
	益」の金額は5百万円であります。
	3 . 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました「保険料収入」
	 (当中間連結会計期間は2百万円)は、営業外収益の100分の10以下と
	なったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしまし
	た。
	'' 4 . 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました「株式交付費(旧
	新株発行費)」(当中間連結会計期間は1百万円)は、営業外収益の
	100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示
	することにしました。
	プロロにもなった。 5.前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却額」として掲記
	されていたものは、当中間連結会計期間から、「のれん償却額」と表
	これでいたものは、ヨー同連組会可知同から、 のれの関連の限して表しております。
	(中間連結キャッシュ・フロー計算書)
	(十) (十) (十) (十) (十) (十) (十) (1
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	アックユ・フローの 無形回た員座員が員」は、ヨ中间建紀云前期間 において、金額的重要性が乏しくなったため、営業権償却費を除き
	「減価償却費」に含めております。なお、当中間連結会計期間の「減
	価償却費」に含まれている「無形固定資産償却費」は77百万円であり ± ±
	ます。
	2 . 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業活動によるキ
	ヤッシュ・フローの「長期前払費用償却費」は、当中間連結会計期間
	において、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めており
	ます。なお、当中間連結会計期間の「その他」に含まれている「長期
	前払費用償却費」は7百万円であります。
	3.営業活動によるキャッシュ・フローの「債権回収益」は、前中間連
	結会計期間は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要
	性が増したため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の
	「その他」に含まれている「債権回収益」は 5百万円であります。
	4.前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却額」として掲記
	されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」と表示
	しております。
	5 . 前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フロー
	の「無形固定資産償却費」に含めて表示しておりました営業権償却費
	は、当中間連結会計期間から「のれん償却額」と表示しております。
	なお、前中間連結会計期間の「無形固定資産償却費」に含まれている
	「営業権償却費」は38百万円であります。
	口木頂は4月」は50日/川」であります。

(中間連結貸借対照表関係)

(中间建給負債別無衣)	11分)					
	前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		前連結会計年度 (平成18年12月31日)	
	(十版16年6月30日)			,	,	
1 . 有形固定資産の減価値	賞却累計額	1 . 有形固定資産の減価償	却累計額	1 . 有形固定資産の減価償	却累計額	
	152,186百万円	1	75,022百万円	1	57,613百万円	
2 . 担保に供している資産	雀及びこれに対応	2.担保に供している資産	及びこれに対応	2.担保に供している資産	及びこれに対応	
する債務		する債務		する債務		
(1	単位:百万円)	(単	位:百万円)	(単	单位:百万円)	
現金及び預金	1,035	現金及び預金	1,023	現金及び預金	1,995	
預け金	7,247	預け金	7,594	預け金	7,160	
建物及び構築物	22,979	建物及び構築物	24,044	建物及び構築物	23,914	
機械装置及び運搬具	1,081	機械装置及び運搬具	1,025	機械装置及び運搬具	1,055	
工具器具及び備品	1,834	工具器具及び備品	1,974	工具器具及び備品	1,974	
土地	113,039	土地	113,484	土地	113,344	
建設仮勘定	791	建設仮勘定	231	建設仮勘定	378	
差入保証金	713	その他	1,103	差入保証金	709	
その他	456	合計	150,482	その他	426	
合計	149,179			合計	150,958	
上記に対応する債務	ト記に対応する債務			上記に対応する債務		
			9百万円		2百万円	
かむ 上口目物件)今	なお、上記長期借入金の金額は、一年		入会部 1. 二左	なお、上記長期借入金の	ころ かんしょう かんしょう こうかん こうかん こうかん こうかん こうかん こうかん こうかん こうか	
以内返済予定長期借入金		なお、上記長期借入金の金額は、一年 以内返済予定長期借入金を含んでおりま		内返済予定長期借入金を含 内返済予定長期借入金を含		
以内区海が足長期旧八五	を占んでありま	以内区月7年長期旧八並を す。	されてのりま	内区月丁足技期旧八金で日	らん でのりまり。	
」 。 3.当座貸越契約		3 . 当座貸越契約		3 . 当座貸越契約		
当社及び連結子会社(パシフィックゴル	当社及び一部の連結子会社は、運転資金		3 · コ煙氧処ズボラ 当社及び連結子会社(パシフィックゴル		
フマネージメント(株) は		の効率的な調達を行うため、取引銀行3行		フマネージメント(株)は、運転資金の効率		
的な調達を行うため、取		と当座貸越契約を締結しております。これ		的な調達を行うため、取引銀行3行と当座		
貸越契約を締結しており	貸越契約を締結しております。これらの契				貸越契約を締結しております。これらの契	
約に基づく当中間連結会	約に基づく当中間連結会計期間末の借入未		いであります。	約に基づく当連結会計年度末の借入未実行		
実行残高は次のとおりで	実行残高は次のとおりであります。			残高は次のとおりでありま	=	
(1	単位:百万円)	(単	位: 百万円)	(単	单位:百万円)	
当座貸越限度額	5,000	当座貸越限度額	6,600	当座貸越限度額	5,000	
借入実行残高	-	借入実行残高	-	借入実行残高	-	
	5,000	差引額	6,600	差引額	5,000	
1						

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)

1.営業費用のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

総与手当 8,130百万円 賞与引当金繰入額 114百万円 貸倒引当金繰入額 208百万円 退職給付費用 156百万円 役員退職慰労引当金 5百万円

2.固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります

建物及び構築物2百万円機械装置及び運搬具0百万円工具器具及び備品0百万円土地8百万円合計12百万円

3.固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物44百万円機械装置及び運搬具5百万円土地12百万円合計62百万円

4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物103百万円機械装置及び運搬具18百万円工具器具及び備品8百万円土地116百万円合計247百万円

5.減損損失

当中間連結会計期間において、当企業グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
	建物	宮城県
遊休資産		東京都・千葉
	土地等	県・
		広島県他

当企業グループは、ゴルフ場運営を営んでおり、一部を除き固定資産は当該事業に関係するものであります。よって当企業グループの資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてゴルフコース別にグルーピングしております。また、遊休資産については当該資産単独でグルーピングしております。

その結果、遊休資産について帳簿価額に対する市場価値の著しい下落及び事業計画の変更による遊休化等により、減損損失466百万円を特別損失に計上いたしました。その主な固定資産の種類ごとの内訳は、建物376百万円、土地77百万円等であります。なお、回収可能価額は正味売却価額(不動産鑑定評価額及び重要性が低い資産については、固定資産税評価額等)により測定しております。

当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)

1.営業費用のうち、主要な費目及び金額 は次のとおりであります。

給与手当 9,343百万円 賞与引当金繰入額 92百万円 貸倒引当金繰入額 97百万円 退職給付費用 180百万円 役員退職慰労引当金 17百万円

2.固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります

機械装置及び運搬具1百万円工具器具及び備品2百万円土地0百万円合計3百万円

3.固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

機械装置及び運搬具1百万円合計1百万円

4.固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物54百万円機械装置及び運搬具3百万円工具器具及び備品4百万円土地3百万円ソフトウェア0百万円合計65百万円

前連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)

1.営業費用のうち、主要な費目及び金額 は次のとおりであります。

給与手当 17,775百万円 賞与引当金繰入額 179百万円 貸倒引当金繰入額 381百万円 退職給付費用 329百万円 役員賞与引当金繰入額 20百万円 役員退職慰労引当金繰 18百万円

2. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります

 建物及び構築物
 2百万円

 機械装置及び運搬具
 1百万円

 工具器具及び備品
 0百万円

 土地
 10百万円

 合計
 14百万円

3.固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物13百万円機械装置及び運搬具5百万円土地43百万円合計62百万円

4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物158百万円機械装置及び運搬具31百万円工具器具及び備品14百万円土地119百万円ソフトウェア2百万円合計326百万円

5.減損損失

当連結会計年度において、当企業グループ は以下の資産について減損損失を計上しまし た。

0		
用途	種類	場所
	建物	宮城県
遊休資産		東京都・千葉
	土地等	県・
		広島県他

当企業グループは、ゴルフ場運営を営んでおり、一部を除き固定資産は当該事業に関係するものであります。よって当企業グループの資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてゴルフコース別にグルーピングしております。また、遊休資産については当該資産単独でグルーピングしております。

その結果、遊休資産について帳簿価額に対する市場価値の著しい下落及び事業計画の変更による遊休化等により、減損損失467百万円を特別損失に計上いたしました。その主な固定資産の種類ごとの内訳は、建物376百万円、土地77百万円等であります。なお、回収可能価額は正味売却価額(不動産鑑定評価額及び重要性が低い資産については、固定資産税評価額等)により測定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	1,170,000	310	-	1,170,310
合計	1,170,000	310	-	1,170,310

⁽注) 普通株式の発行済株式総数の増加310株は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による新株の発行による増加であります。

2.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (百万円)	基準日	効力発生日
平成18年3月28日 定時株主総会	A 種優先株式	0	0	平成17年12月31日	平成18年3月28日

当中間連結会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	1,177,339	2,322	-	1,179,661
合計	1,177,339	2,322	-	1,179,661

⁽注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,322株は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による新株の発行による増加であります。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとして	243
(親会社)	の新株予約権	240
	合計	243

前連結会計年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	1,170,000	7,339	-	1,177,339
合計	1,170,000	7,339	-	1,177,339

⁽注) 普通株式の発行済株式総数の増加7,339株は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による新株の発行による増加であります。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとして	151
(親会社)	の新株予約権	131
	151	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 (自 平成19年 1月 1日 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日) 至 平成19年 6月30日) 至 平成18年12月31日) 1.現金及び現金同等物の中間期末残高と 1.現金及び現金同等物の中間期末残高と 1.現金及び現金同等物の期末残高と連結 中間連結貸借対照表に記載されている 中間連結貸借対照表に記載されている 貸借対照表に記載されている科目の金 額との関係 科目の金額との関係 科目の金額との関係 (平成18年6月30日現在) (平成19年6月30日現在) (平成18年12月31日現在) 現金及び預金勘定 現金及び預金勘定 現金及び預金勘定 15,471百万円 22,332百万円 12,343百万円 22,332百万円 現金及び現金同等物 現金及び現金同等物 15,471百万円 現金及び現金同等物 12,343百万円

7,032/2 0 7,0	OF 1-2 (2)		, Д/313	70.000	(1) (1) (1)		,оог дуугу	7,132/207/	יאן ני נ–ו אבי		,о ю дузгз
	ロコ188/だっ										
(リース耳	以引関係)										
		結会計期間 3年 1月 1E	1		当中間連 (自 平成19	結会計期間	ı	前連結会計年度			
,		3年 6月30日		'		9年 6月30日		(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)			
1.リース	物件の所有	権が借主に	:移転すると	1.リース	ス物件の所有	権が借主に	移転すると	1.リース	物件の所有	権が借主に	 移転すると
認めら	れるもの以	外のファイ	ナンス・リ	認めら	れるもの以	外のファイ	ナンス・リ	認めら	れるもの以	外のファイ	ナンス・リ
ース取	[3]			ース取				ース取			
()	物件の取得			1	物件の取得				物件の取得		
累計額	相当額及び I			累計額	相当額及び			累計額	相当額及び T		当額 ┌─────
	取得価額相当額	減価償却 累計額相 当額	中間期末 残高相当 額		取得価額相当額	減価償却 累計額相 当額	中間期末 残高相当 額		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額	期末残高 相当額
	(智)(1)	当額 (百万円)	額 (百万円)		(智幣)	当額 (百万円)	額 (百万円)		(智門)	当額 (百万円)	(智門)
建物				建物		, ,	, ,	建物		,	
建物 及び 構築物	9	8	0	建物 及び 構築物	-	-	-	建物 及び 構築物	9	9	0
機械装 置及び 運搬具	2,922	1,178	1,743	機械装 置及び 運搬具	3,258	1,560	1,697	機械装 置及び 運搬具	3,068	1,460	1,607
			\vdash								
工具器 具及び 備品	357	95	261	工具器 具及び 備品	380	158	222	工具器 具及び 備品	398	128	270
合計	3,289	1,283	2,005	合計	3,639	1,719	1,920	合計	3,476	1,598	1,878
(2) 未経過	リース料中	間期末残高	相当額	(2) 未経過	リース料中	間期末残高	相当額	(2) 未経過	リース料期	末残高相当	額
1 年内		65	50百万円	1年内 707百万円			1年内		66	6百万円	
1 年超		1,39	97百万円	1 年超		1,25	9百万円	1 年超		1,25	6百万円
合計		2,04	47百万円	合計		1,96	7百万円	合計		1,92	2百万円
(3) 支払リ	ース料、減	価償却費相	当額及び支	(3) 支払リ	リース料、減	価償却費相	当額及び支	(3) 支払リ	ース料、減	価償却費相	当額及び支
払利息	相当額			払利息相当額			払利息	相当額			
支払リー			52百万円	支払リ-			9百万円	支払リース料 710百万円			
	費相当額		31百万円		即費相当額		6百万円	減価償却費相当額 665百万円			
支払利息	思相当額	2	26百万円	文払利息	息相当額	2	3百万円	支払利息相当額 53百万円			3白万円
` -	却費相当額			(4) 減価償	(4)減価償却費相当額の算定方法 (4)減価償却引			却費相当額			
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を			同左			同左				
,	零とする定額法によっております。 (5) 利息相当額の算定方法			(5) 利息担当額の管字大法			(5)利自相	当額の算定	古注		
リース料総額とリース物件の取得価額相			(5) 利息相当額の算定方法 同左			(3)利志伯	日留の昇化	万法 同左			
	当額との差額を利息相当額とし、各期への			同在							
配分方法	去についてに	は利息法に。	よっておりま								
す。											
2.オペレーティング・リース取引			2.オペレーティング・リース取引			31		ーティング	・リース取り	31	
未経過リース料			リース料		4 5 50		リース料	4	0 5 E M		
1 年内 1 年超			11百万円 27百万円	1 年内 1 年超			1百万円 9百万円	1 年内 1 年超			0百万円 2百万円
合計			39百万円	合計			0百万円	合計			2百万円
""			~ H / J I J	HI		4	ΔН/11J	H PI		4	-H/117

(有価証券関係)

1.その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)			前連結会計年度末 (平成18年12月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	2	1	0	-	-	-	1	1	0
合計	2	1	0	-	-	-	1	1	0

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	前連結会計年度末 (平成18年12月31日)
	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券			
非上場株式	7	7	7
合計	7	7	7

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成18年6月30日)

当中間連結会計期間において、金利スワップ取引を解約したため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末(平成19年6月30日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引を除き、これ以外に中間期末残高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度末 (平成18年12月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引を除き、これ以外に期末残高がないため、該当事項はありませh。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

ストック・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	第2回A種新株予約権証券	第2回B種新株予約権証券
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の役員および従	当社及び当社子会社の役員および従
門与対象省の区別及び八数	業員 84名	業員 19名
ストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 54,100株	普通株式 5,960株
付与日	平成18年3月24日	平成18年3月24日
権利確定条件	特に付されておりません。	特に付されておりません。
対象勤務期間	特に定めはありません。	特に定めはありません。
権利行使期間	平成18年6月13日~平成23年3月23日	平成18年6月13日~平成23年3月23日
権利行使価格	112,000円	1円

(注)株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

1.ストック・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 105百万円

なお、当中間連結会計期間において新株予約権の失効があったため、特別利益として新株予約権戻入益7百万円 を計上しております。

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容 該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

ストック・オプションの内容及び規模

当連結会計年度において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	平成18年(第2回A種)	平成18年(第2回B種)	平成18年(第3回A種)
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取	当社及び当社子会社の取	当社子会社の従業員 107
刊与対象省の区力及び八数	締役及び従業員 84名	締役及び従業員 19名	名
ストック・オプションの付	 普通株式 54,100株	 普通株式 5,960株	普通株式 5,810株
与数 (注) 1.	百世休式 34,100休	自进休式 3,900休 	自進休式 3,010休
付与日	平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年9月20日
権利確定条件	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.
対象勤務期間	(注) 3.	(注) 3.	(注) 3.
	平成18年6月13日~平成23年3	平成18年6月13日~平成23年3	平成18年9月20日~平成23年9
 権利行使期間	月23日 ただし、退職した場	月23日 ただし、退職した場	月19日 ただし、退職した場
作作[1][文邦]目	合は、退職日より90日間以内	合は、退職日より90日間以内	合は、退職日より90日間以内
	まで行使可。	まで行使可。	まで行使可。
権利行使価格	112,000円	1円	112,000円

- (注)1.株式数に換算して記載しております。
 - 2.権利確定条件は付されておりません。
 - 3.対象勤務期間は定めておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)及び前連結会計年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

ゴルフ事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益合計に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)及び前連結会計年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、記載しておりません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)及び前連結会計年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

海外売上高がないため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

(共通支配下の取引等)

1 . 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1)結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称 パシフィックゴルフプロパティーズ株式会社 事業の内容 グループ内各子会社の株式の保有及び資産管理

被結合企業

PGP2有限会社

事業の内容 倒産隔離のための中間持株会社

(2)企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

パシフィックゴルフプロパティーズ株式会社を存続会社、(1)結合当事企業の名称及び事業の内容 被結合企業に掲げた会社を消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称はパシフィックゴルフプロパティーズ株式会社となっております。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。

(3)取引の目的を含む取引の概要

当社グループがノンリコースローンを実行するにあたり、株式保有会社であるパシフィックゴルフプロパティーズ株式会社とゴルフ場保有会社との倒産隔離を確立させるために、(1)結合当事企業の名称及び事業の内容 被結合企業に掲げた有限会社を中間持株会社として設立した経緯がありますが、現在その役目は終えているため、パシフィックゴルフプロパティーズ株式会社がその完全子会社である(1)結合当事企業の名称及び事業の内容 被結合企業に掲げた会社を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

上記合併は、共通支配下の取引に該当するため、内部取引としてすべて消去しております。したがって、当該会計処理が中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間	 当中間連結会計期間	前連結会計年度		
(自 平成18年 1月 1日		(自 平成18年 1月 1日		
***		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
至 平成18年 6月30日)	至 平成19年 6月30日)	至 平成18年12月31日)		
1株当たり純資産額 30,495.65円	1株当たり純資産額 39,688.92円	1株当たり純資産 35,373.08円		
1株当たり中間純利 益金額 2,888.05円	1株当たり中間純利 益金額 4,092.52円	1株当たり当期純利 - 7,395.62円 益金額		
潜在株式調整後1株	潜在株式調整後1株	潜在株式調整後1株		
当たり中間純利益金 2,849.79円	当たり中間純利益金 3,910.05円	当たり当期純利益金 7,270.80円		
額	額	額		
(追加情報) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成18年1月31日付で改正されたことに伴い、当中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益(税効果調整後)の金額を普通株式に係る中間期末の純資産額に含めております。 なお、前中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表において採用していた方法により算定した当中間連結会計期間の1株当たり純資産額は、31,693.40円であります。		(追加情報) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成18年1月31日付で改正されたことに伴い、当連結会計年度から繰延ヘッジ損益(税効果調整後)の金額を普通株式に係る期末の純資産額に含めております。 なお、前連結会計年度に係る連結財務諸表において採用していた方法により算定した当連結会計年度の1株当たり純資産額は、36,577.99円であります。		

(注)1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月 1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月 1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	3,379	4,824	8,670
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-	0
(うち利益処分による優先配当額)	(-)	(-)	(0)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	3,379	4,824	8,670
期中平均株式数(株)	1,170,016	1,178,875	1,172,401
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純 利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	-	1	2
(うち優先株式)	(-)	(10)	(2)
(うち転換社債)	(-)	(11)	(-)
普通株式増加数(株)	15,710	55,278	19,841
(うち新株予約権)	(15,710)	(8,831)	(19,841)
(うち転換社債)	(-)	(46,447)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間(当期)純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要			優先株式 5株

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会 (自 平成18年 至 平成18年	1月 1日	(自	中間連結会 平成19年 平成19年	1月 1日	(自	前連結会計年度 平成18年 1月 1日 平成18年12月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	3	5,689		4	47,063		41,798
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)		0			243		151
(うち少数株主持分)		(0)			(0)		(0)
(うち新株予約権)		(-)			(243)		(151)
(うちA種優先配当)		(-)			(-)		(0)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産 額 (百万円)	3	5,689		2	16,819		41,646
中間期末 (期末)の普通株式の数(株)	1,17	0,310		1,17	79,661		1,177,339

(重要な後発事象)

(里安な俊発事家)		
前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成18年 1月 1日	(自 平成19年 1月 1日	(自 平成18年 1月 1日
至 平成18年 6月30日)	至 平成19年 6月30日)	至 平成18年12月31日)
至 十版10年 0月30日)	主 十成19年 0万30日 /	主 一成10年12月31日)
1.ストックオプション(新株予約権)の発行		
及び割当		
当社は、平成18年8月25日開催の取締役会		
において、会社法の施行に伴う関係法律の		
整備等に関する法律第98条第1項及び平成17		
年10月14日開催の当社臨時株主総会の決議		
に基づき、ストックオプションとして発行		
する新株予約権の割当について、下記の通		
り決議しました。なお、その具体的概要は		
以下のとおりであります。		
特に有利な条件をもって新株予約権を発		
行する理由		
当社は当社グループの業績向上に対する		
貢献意欲や士気を一層高めることを目的と		
して、当社子会社の従業員のうち、当社の		
取締役会が認めた者に対して、インセンテ		
ィブ型ストックオプションとして、第3回A		
種新株予約権を無償で発行します。当該第3		
回A種新株予約権はインセンティブとして		
発行するため、新株予約権行使時に払込を		
すべき金額は当社普通株式上場時の一般公		
募の発行価格を基準としております。		
新株予約権発行の要領		
今回ストックオプションとして発行する		
新株予約権の要項は以下の通りです。		
第3回 A 種新株予約権証券		
1. 新株予約権の発行日		
平成18年 9月20日		
2. 新株予約権の発行数		
5,810個		
3. 新株予約権の発行価額		
無償とします。		
4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び		
数		
当社普通株式 5,810株 なお、本新株予約権発行の前後にかかわ		
らず、当社が当社普通株式につき株式分割 または株式併合を行う場合には、本新株予		
新たは休式併音を行う場合には、本新休予 約権の目的たる株式の数は、次の算式によ		
り調整されるものとします。ただし、かか		
り調整されるものとします。 たたし、かか る調整は、本新株予約権のうち、当該時点		
る調整は、本新株予約権のづら、国該時点 で行使されていない本新株予約権にかかる		
株式数についてのみ行われ、調整の結果生		
「株式数にづいてのかけわれ、調整の結果生する1株未満の端数については、これを切り		
する「休木海の姉女については、これを切り 捨てるものとします。		
括しるものとしまり。		

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成18年 1月 1日	(自 平成19年 1月 1日	(自 平成18年 1月 1日
至 平成18年 6月30日)	至 平成19年 6月30日)	至 平成18年12月31日)
調整後 調整前 分割・併合の		
#式数 #式数 比率		
上記のほか、新株予約権発行日後に当社		
が合併する場合、会社分割を行う場合、資		
本金の額の減少を行う場合、その他これら		
の場合に準じて本新株予約権の目的たる株		
式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株		
式の数は適切に調整されるものとします。		
なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、		
切り捨てるものとします。		
5. 新株予約権の行使に際しての一株当た		
りの払込金額 (行使価額)		
112,000円とします。		
なお、本新株予約権の発行前後にかかわ		
らず、当社が当社普通株式につき株式分割		
または株式併合を行う場合は、次の算式に		
より行使価額を調整し、調整により生ずる1 円未満の端数は切り上げます。		
調整後 調整前 1		
では、		
また、本新株予約権発行後、時価を下回		
る価額で当社普通株式の発行を行う場合		
は、次の算式により行使価額の調整を行		
い、調整により生ずる1円未満の端数は切り		
上げます。		
新規発 1株当た		
既発 行株式 × り払込金 行株 + 数 額		
調整 調整 式数 1株当たり時価		
後行 前行 ――――――		
使価 · 使価 · 既発行株式数 + 新規発行		
額額無株式数		
上記のほか、新株予約権発行日後に当社		
が合併する場合、会社分割を行う場合、資		
本金の額の減少を行う場合、または時価を		
下回る価額をもって当社の普通株式を交付 する定めがある取得請求権付株式、取得条		
項付株式もしくは取得条項付新株予約権		
(新株予約権付社債に付されたものを含		
む。)を発行する場合その他これらの場合		
に準じて、行使価額の調整を必要とする場		
合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価		
額は適切に調整されるものとします。なお		
調整により生ずる1円未満の端数は切り上げ		
ます。		
6. 新株予約権の行使により発行する株式 の発行価額の総額		
650,720,000円		
7. 新株予約権の行使期間		
平成18年9月20日~平成23年9月19日		
8. 新株予約権の行使により株式を発行す		
る場合における増加する資本金の額		
会社計算規則第40条第1項に従い算出され		
る資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但		
し、1円未満の端数は切り上げます。)		

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成18年 1月 1日	(自 平成19年 1月 1日	(自 平成18年 1月 1日
至 平成18年 6月30日)	至 平成19年 6月30日)	至 平成18年12月31日)
0 WELL 7 (LAT 0 / - / - AT / L		
9. 新株予約権の行使の条件		
新株予約権の割当てを受けた者は、次の 場合には新株予約権を行使できないもの。		
場合には制体で制催を行使できないもので します。	-	
039。 (1) 就業規則または雇用契約の規定に従		
い、懲戒解雇または論旨退職の制裁を		
受け、当該従業員の地位を喪失した場		
合。または、解任により、当社もしく		
は当社子会社の役員の地位を喪失した。		
場合。		
(2) 退職もしくは定年退職、または普通	解	
雇により当社もしくは当社子会社の行		
業員の地位を喪失した場合であって、		
当該従業員の地位喪失日より90日間を		
経過した場合。または辞任もしくは任	E	
期満了に伴う退任により当社もしくに	t	
当社子会社の従業員の地位を喪失した	:	
場合であって、当該役員の地位喪失E	1	
より90日間を経過した場合。		
(3) その他所定の要件に該当する場合。		
10. 新株予約権の取得の条件		
当社は、当社が消滅会社となる合併のは		
合、当社の事業の全部または一部が第三程 に譲渡される場合、当社が完全子会社とな		
に		
合、その他当社取締役会が合理的に認めが		
事由に基づき、新株予約権を無償で(場合		
により取締役会が定めた価格により有償	·	
で)取得することができるものとします。		
11. 新株予約権の譲渡制限		
新株予約権の譲渡については、取締役会	\$	
の承認を要します。		
12. 申込みの勧誘の相手方の人数及びその	內内	
訳		
付与対象者 人数 割当数 計		
当社子会社の		
従業員(当社 20 - 20 - 20 - 20 - 20 - 20 - 20 - 20		
	a	
は当社子会社 120個 0,515		
の役員兼務者とおり、おりの役員兼務者という。		
合計 107名 5,810	<u> </u>	
0,010	<u>-</u> 11	

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

			中間会計期間末成18年6月30日)	当中 (平5	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の要約貸借対 (平成18年12月31日)		対照表)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)										
流動資産										
1 現金及び預金			1,195			14,812			97	
2 売掛金			1,258			1,179			87	
3 短期貸付金			-			21,537			-	
4 その他			1,241			456			5,652	
流動資産合計			3,696	9.0		37,985	55.1		5,837	13.8
固定資産										
1 有形固定資産	1		3	0.0		2	0.0		3	0.0
2 無形固定資産			2	0.0		2	0.0		2	0.0
3 投資その他の資産										
(1)長期貸付金			37,186			30,476			35,845	
(2) その他			406			495			472	
投資その他の資産合計			37,593	91.0		30,971	44.9		36,318	86.1
固定資産合計			37,599	91.0		30,976	44.9		36,324	86.2
資産合計			41,295	100.0		68,961	100.0		42,162	100.0
(負債の部)										1
流動負債										
1 短期借入金			-			2,000			-	
2 一年以内返済予定 長期借入金			992			972			972	
3 賞与引当金			9			12			15	
4 その他	4		197			280			161	
流動負債合計			1,198	2.9		3,264	4.7		1,149	2.7
固定負債										
1 新株予約権付社債			-			25,000			-	
2 長期借入金			13,308			11,676			13,322	
3 退職給付引当金			16			17			17	
4 役員退職慰労引当金			25			54			37	
固定負債合計			13,349	32.3		36,748	53.3		13,377	31.8
負債合計			14,548	35.2		40,013	58.0		14,526	34.5

		前中間会計期間末 (平成18年6月30日))	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の要約貸借 (平成18年12月31日			
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比(%)
(純資産の部)										
株主資本										
1 資本金			12,267	29.7		12,692	18.4		12,608	29.9
2 資本剰余金										
(1) 資本準備金		13,333			13,758			13,674		
資本剰余金合計			13,333	32.3		13,758	19.9		13,674	32.4
3 利益剰余金										
(1) その他利益剰余金										
繰越利益剰余金		1,145			2,253			1,201		
利益剰余金合計			1,145	2.8		2,253	3.3		1,201	2.9
株主資本合計			26,746	64.8		28,704	41.6		27,484	65.2
新株予約権			-	-		243	0.4		151	0.3
純資産合計			26,746	64.8		28,948	42.0		27,635	65.5
負債純資産合計			41,295	100.0		68,961	100.0		42,162	100.0

【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)			
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
営業収益			1,241	100.0		1,475	100.0		1,633	100.0
営業費用			436	35.2		589	39.9		982	60.1
営業利益			804	64.8		886	60.1		651	39.9
営業外収益	1		614	49.5		502	34.0		997	61.1
営業外費用	2		348	28.0		320	21.7		454	27.9
経常利益			1,071	86.3		1,068	72.4		1,193	73.1
特別利益	3		9	0.7		7	0.5		6	0.4
税引前中間(当期)純利 益			1,080	87.0		1,075	72.9		1,200	73.5
法人税、住民税及び事業 税		54			29			200		
法人税等調整額		14	68	5.5	5	23	1.6	68	132	8.1
中間(当期)純利益			1,012	81.5		1,052	71.3		1,068	65.4
]			

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

		株主資本						
	海士人	資本剰余金	利益剰余金	#+ * #+^+	純資産合計			
	資本金	資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	株主資本合計				
平成17年12月31日 残高 (百万円)	12,251	13,316	163	25,730	25,730			
中間会計期間中の変動額								
新株の発行(百万円)	16	16		33	33			
役員賞与 (百万円)			30	30	30			
中間純利益(百万円)			1,012	1,012	1,012			
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	16	16	982	1,015	1,015			
平成18年6月30日 残高 (百万円)	12,267	13,333	1,145	26,746	26,746			

当中間会計期間(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

		株主				
		資本剰余金			如此 7 /6 /年	在第 立人制
	資本金	資本準備金	その他 利益剰余金	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
		X.T. T IM M	繰越利益 剰余金			
平成18年12月31日 残高 (百万円)	12,608	13,674	1,201	27,484	151	27,635
中間会計期間中の変動額						
新株の発行(百万円)	84	84		168		168
中間純利益(百万円)			1,052	1,052		1,052
株主資本以外の項目の中間会計期間中の 変動額(純額)					92	92
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	84	84	1,052	1,220	92	1,312
平成19年6月30日 残高 (百万円)	12,692	13,758	2,253	28,704	243	28,948

前事業年度の株主資本等変動計算書(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

		株主				
		資本剰余金	利益剰余金		がサマが矢	仕次立へき
	資本金	次十进供人	その他 利益剰余金	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
		資本準備金 -	繰越利益 剰余金			
平成17年12月31日 残高 (百万円)	12,251	13,316	163	25,730	-	25,730
事業年度中の変動額						
新株の発行(百万円)	357	357		715		715
役員賞与(注) (百万円)			30	30		30
当期純利益 (百万円)			1,068	1,068		1,068
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					151	151
事業年度中の変動額合計 (百万円)	357	357	1,037	1,753	151	1,904
平成18年12月31日 残高 (百万円)	12,608	13,674	1,201	27,484	151	27,635

⁽注)平成18年3月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
1.資産の評価基準及び評価 方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。	(1)有価証券 子会社株式 同左	(1)有価証券 子会社株式 同左(2) デリバティブ 時価法によっております。
2.固定資産の減価償却の方法	 (1) 有形固定資産 定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 工具器具及び備品 5年 (2)無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額 	(1) 有形固定資産 同左 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1 日以後に取得した有形固定資産 について、改正後の法人税法に 基づく減価償却の方法に変更し ております。 これによる損益に与える影響 はありません。 (2) 無形固定資産 同左	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
3 . 引当金の計上基準	法によっております。 (1)賞与引当金 従業員の賞与の支給に備える ため支給見込額の当中間会計期 間負担額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の 支出に充てるため支給見込額の 当中間会計期間負担額を計上し ております。	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備える ため支給見込額に基づき計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の 支出に充ため支給見込額に基づき計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月19日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は20百万円減少しております。 (3) 退職給付引当金
	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職 給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)によるれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。	同左	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職 給付債務の見込み額に基づき計 上しております。 なお、数理計算上の差異は、 各事業年度の発生時における従 業員の平均残存勤務期間以内の 一定の年数(5年)による定額 法により按分した額をそれぞれ 発生の翌事業年度から費用処理 することとしております。

	I		
項目	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
	(4)役員退職慰労引当金	(4)役員退職慰労引当金	(4)役員退職慰労引当金
	(サ) (スタン・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ・ロップ	同左	(4)
	投資の必職恐力並の交給に備 えるため、内規に基づく中間期	回在	投資の返職窓方金の交給に備 えるため、内規による期末要支
	末要支給額を計上しておりま		給額を計上しております。
	す。		
4 . 繰延資産の処理方法		(1)株式交付費	(1)株式交付費
		支出時に全額費用処理して	同左
		おります。	(会計方針の変更)
			当事業年度より、「繰延資
			産の会計処理に関する当面の
			取扱い」(実務対応報告第19
			号平成18年8月11日)を適用し
			ております。
			これによる損益に与える影
			響はありません。
			前事業年度において営業外
			費用の内訳として表示してい
			た「新株発行費」は、当事業
			年度より「株式交付費」とし
			て表示する方法に変更してお
			ります。
		(2)社債発行費	
		支出時に全額費用処理して	
		おります。	
 5.その他中間財務諸表(財	 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理	 消費税等の会計処理
務諸表)作成のための基	税抜方式によっております。	同左	同左
本となる重要な事項			

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

中間財務諸表作成のための基本となる里	女体事項の友文	,
前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見見)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第6号 平成15年10月31日))を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は26,746百万円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間においては、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。		(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日))を適用し ております。これによる損益に与える影響は ありません。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5 号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は 27,484百万円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。
		(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション 等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより営業利益及び経常利益は175百万円、税引前当期純利益は170百万円減少しております。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)
	(中間貸借対照表) 「短期貸付金」は、前中間期まで、流動資産の「その他」に含めて表示していたが、当中間期末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。 なお、前中間期末の「短期貸付金」の金額は1,000百万円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年6月30日)	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)	前事業年度末 (平成18年12月31日)		
1 . 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円	1 . 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円	1 . 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円		
2.当座貸越契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越限度額 3,000百万円借入実行残高 - 百万円差引額 3,000百万円	2.当座貸越契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越限度額 4,000百万円借入実行残高 - 百万円差引額 4,000百万円	2.当座貸越契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行う ため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結 しております。これらの契約に基づく当事 業年度末の借入未実行残高は次のとおりで あります。 当座貸越限度額 3,000百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 3,000百万円		
3. 偶発債務 当社は下記の関係会社のリース契約に対 し、債務保証を行っております。 パシフィックゴルフ 1,308百万円 マネージメント㈱	3. 偶発債務 当社は下記の関係会社のリース契約に対し、債務保証を行っております。 パシフィックゴルフ 641百万円 マネージメント㈱ また、次の関係会社について、金融機関 からの借入に対し、債務保証を行っております。 パシフィックゴルフ 6,983百万円 マネージメント㈱	3. 偶発債務 当社は下記の関係会社のリース契約に対し、債務保証を行っております。 パシフィックゴルフ 779百万円 マネージメント㈱ また、次の関係会社について、金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 パシフィックゴルフ 7,770百万円 マネージメント㈱		
4.消費税等の表示方法 仮受消費税と仮払消費税は相殺の上、そ の差額は流動負債のその他に含めて表示し ております。	4 . 消費税等の表示方法 同左			

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)		
1.営業外収益のうち主要なものは、次の とおりであります。 受取利息 377百万円 金利スワップ評価益 235百万円	1.営業外収益のうち主要なものは、次の とおりであります。 受取利息 479百万円	1.営業外収益のうち主要なものは、次のと おりであります。 受取利息 760百万円 金利スワップ評価益 235百万円		
2.営業外費用のうち主要なものは、次の とおりであります。 支払利息 61百万円 関係会社負担金 286百万円	2 .営業外費用のうち主要なものは、次の とおりであります。 支払利息 141百万円 社債発行費 147百万円	2.営業外費用のうち主要なものは、次のと おりであります。 支払利息 162百万円 関係会社負担金 286百万円		
3 .特別利益のうち主要なものは、次のと おりであります。 賞与引当金戻入益 7百万円	3 .特別利益のうち主要なものは、次のと おりであります。 新株予約権戻入益 7百万円			
4.減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円	4.減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円			

(リース取引関係)

前中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)、当中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)及び前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) 該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)、当中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)及び前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) 子会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)		前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	
1株当たり純資産額	22,854.56円	1株当たり純資産額	24,333.10円	1株当たり純資産額	23,344.37円
1株当たり中間純利益 金額	865.59円	1株当たり中間純利益 金額	892.57円	1株当たり当期純利益 金額	911.12円
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	854.12円	潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	862.23円	潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	895.96円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	1,012	1,052	1,068
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	1,012	1,052	1,068
期中平均株式数(株)	1,170,016	1,178,875	1,172,401
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利 益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	-	11	-
(うち転換社債) (百万円)	(-)	(11)	(-)
普通株式増加数(株)	15,710	55,278	19,841
(うち新株予約権)	(15,710)	(8,831)	(19,841)
(うち転換社債)	(-)	(46,447)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要			

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	26,746	28,948	27,635
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	-	243	151
(うち新株予約権)	(-)	(243)	(151)
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額 (百万円)	26,746	28,704	27,484
中間期末 (期末)の普通株式の数 (株)	1,170,310	1,179,661	1,177,339

(重要な後発事象)

(里女は技光争家 /		
前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成18年 1月 1日	(自 平成19年 1月 1日	(自 平成18年 1月 1日
至 平成18年 6月30日)	至 平成19年 6月30日)	至 平成18年12月31日)
	포 (MX10부 0/100日)	± 1/3010+12/30111/
1.ストックオプション(新株予約権)の発行		
及び割当		
当社は、平成18年8月25日開催の取締役会		
において、会社法の施行に伴う関係法律の		
整備等に関する法律第98条第1項及び平成17		
年10月14日開催の当社臨時株主総会の決議		
に基づき、ストックオプションとして発行		
する新株予約権の割当について、下記の通		
り決議しました。なお、その具体的概要は		
以下のとおりであります。		
特に有利な条件をもって新株予約権を発		
行する理由		
当社は当社グループの業績向上に対する		
貢献意欲や士気を一層高めることを目的と		
して、当社子会社の従業員のうち、当社の		
取締役会が認めた者に対して、インセンテ		
ィブ型ストックオプションとして、第3回A		
種新株予約権を無償で発行します。当該第3		
回A種新株予約権はインセンティブとして		
発行するため、新株予約権行使時に払込を		
すべき金額は当社普通株式上場時の一般公		
夢の発行価格を基準としております。		
新株予約権発行の要領		
今回ストックオプションとして発行する		
新株予約権の要項は以下の通りです。		
第3回 A 種新株予約権証券		
1. 新株予約権の発行日		
平成18年 9月20日		
2. 新株予約権の発行数		
5,810個		
3. 新株予約権の発行価額		
無償とします。		
4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び		
数		
当社普通株式 5,810株		
なお、本新株予約権発行の前後にかかわ		
らず、当社が当社普通株式につき株式分割		
または株式併合を行う場合には、本新株予		
約権の目的たる株式の数は、次の算式によ		
り調整されるものとします。ただし、かか		
る調整は、本新株予約権のうち、当該時点		
で行使されていない本新株予約権にかかる		
株式数についてのみ行われ、調整の結果生		
ずる1株未満の端数については、これを切り		
捨てるものとします。		
= =		

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成18年 1月 1日	(自 平成19年 1月 1日	(自 平成18年 1月 1日
至 平成18年 6月30日)	至 平成19年 6月30日)	至 平成18年12月31日)
 調整後 調整前 分割・併合の x		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
上記のほか、新株予約権発行日後に当社		
が合併する場合、会社分割を行う場合、資		
本金の額の減少を行う場合、その他これら		
の場合に準じて本新株予約権の目的たる株		
式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合		
理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株		
式の数は適切に調整されるものとします。		
なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、		
切り捨てるものとします。 5. 新株予約権の行使に際しての一株当た		
りの払込金額(行使価額)		
112,000円とします。		
なお、本新株予約権の発行前後にかかわ		
らず、当社が当社普通株式につき株式分割		
または株式併合を行う場合は、次の算式に		
より行使価額を調整し、調整により生ずる1		
円未満の端数は切り上げます。		
調整後		
行使11個額 行使11個額 分割・併告の比率 また、本新株予約権発行後、時価を下回		
る価額で当社普通株式の発行を行う場合		
は、次の算式により行使価額の調整を行		
い、調整により生ずる1円未満の端数は切り		
上げます。		
新規発 1株当た		
既発 行株式 × り払込金		
行株 + 数 額		
調整 調整 式数 1株当たり時価		
使価 = emil × 既発行株式数 + 新規発行		
額 額 株式数		
上記のほか、新株予約権発行日後に当社		
が合併する場合、会社分割を行う場合、資		
本金の額の減少を行う場合、または時価を		
下回る価額をもって当社の普通株式を交付		
する定めがある取得請求権付株式、取得条 項付株式もしくは取得条項付新株予約権		
項的体式もしては取得赤項的制体が創催 (新株予約権付社債に付されたものを含		
む。)を発行する場合、その他これらの場		
合に準じて、行使価額の調整を必要とする		
場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使		
価額は適切に調整されるものとします。な		
お調整により生ずる1円未満の端数は切り上		
げます。 よれるのにはによれるなって、ままず		
6. 新株予約権の行使により発行する株式 の発行価額の総額		
650,720,000円		
7. 新株予約権の行使期間		
平成18年9月20日~平成23年9月19日		
8. 新株予約権の行使により株式を発行す		
る場合における増加する資本金の額		
会社計算規則第40条第1項に従い算出		
される資本金等増加限度額に0.5を乗		
じた額(但し、1円未満の端数は切り 上げる。)		
上こと。ノ		

					ı	
前中間会計期間			当中間会計	 期間		前事業年度
(自 平成18年 1月 1	I 目	(自	平成19年	1月 1日	(自	平成18年 1月 1日
至 平成18年 6月30)日)	至	平成19年	6月30日)	至	平成18年12月31日)
9. 新株予約権の行使の条件	+/!					
新株予約権の割当てを受けた						
場合には新株予約権を行使でき	ないものと					
│ します。 │ (1) 就業規則または雇用契約0	り担定に従					
い、懲戒解雇または論旨退						
受け、当該従業員の地位を						
合。または、解任により、						
は当社子会社の役員の地位						
場合。						
(2) 退職もしくは定年退職、	または普通解					
雇により当社もしくは当社	子会社の従					
業員の地位を喪失した場合						
当該従業員の地位喪失日よ						
経過した場合。または辞任						
期満了に伴う退任により当						
当社子会社の従業員の地位 場合であって、当該役員の						
より90日間を経過した場合						
(3) その他所定の要件に該当る	_					
10. 新株予約権の取得の条件						
当社は、当社が消滅会社とな						
合、当社の事業の全部または一	部が第三者					
に譲渡される場合、当社が完全						
る株式交換若しくは株式移転が						
合、その他当社取締役会が合理						
事由に基づき、新株予約権を無						
により取締役会が定めた価格に で)取得することができるもの						
11. 新株予約権の譲渡制限	COA9.					
新株予約権の譲渡については	、取締役会					
の承認を要します。						
12. 申込みの勧誘の相手方の人	数及びその内					
訳						
付与対象者 人数 割当数	計					
当社子会社の						
従業員(当社 20 - 20 - 20 - 20 - 20 - 20 - 20 - 20						
は従業員、又 107名 30~	5,810個					
は当社子会社 120回 120						
の仅具来物名 を除く)						
合計 107名	5,810個					

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 訂正報告書

平成19年3月23日関東財務局長に提出。

事業年度(第2期)(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第3期)(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)平成19年3月28日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

平成19年4月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号(転換社債型新株予約権付社債)の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 訂正報告書

平成19年4月13日関東財務局長に提出。

平成19年4月12日提出の臨時報告書(転換社債型新株予約権付社債)に係る訂正報告書であります。

(5) 訂正報告書

平成19年4月24日関東財務局長に提出。

平成19年4月12日提出の臨時報告書(転換社債型新株予約権付社債)に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成18年 9月22日

パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 松尾 清 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 瀬戸 卓 印 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社及び連結子会社の平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成19年 9月28日

パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松尾	清	ЕП
指定社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸	卓	ED

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社及び連結子会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成18年 9月22日

パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 松尾 清 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 瀬戸 卓 印 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社の平成18年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成18年8月25日開催の取締役会において、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第98条第1項及び平成17年10月14日開催の臨時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の割当について決議をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成19年 9月28日

パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松尾	清	Ер
指定社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸	卓	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社の平成19年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上